

令和3年度第9回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年12月2日(木)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第65号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第66号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第67号 非農地交付申請について

議案第68号 農用地利用集積計画について

議案第69号 農用地利用配分計画案について

報告

報告第37号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第38号 現況証明願について

報告第39号 農地の転用のための届出の受理について

報告第40号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

8番 鈴木 要、10番 成田 恭淑、13番 加藤 健一、15番 二村 誓也

16番 羽根田 正志、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、22番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳、26番 川澄 秀世

27番 柴田 享、28番 高木 政昭、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

4 欠席委員

(農業委員)

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、9番 近藤 健次

11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、14番 内藤 六市、17番 片岡 幸雄

(農地利用最適化推進委員)

21番 柴田 重三郎、23番 中根 浩司、25番 太田 政俊、29番 中野 永太郎

30番 八田 導英、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ

主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平 主査 加藤 節

農務課 主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は5番の柴田 若江委員始め19名、出席は農業委員11名、推進委員8名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは18番の近藤 靖一委員と19番の鈴木 泰孝委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第65号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：23番 調査日令和3年11月24日。申請当事者の氏名は別紙議案書に記載のとおりです。記載事項の真否については真、当事者において同意はできております。本件は、譲渡人の体が弱くなり農業を息子に任せることが多くなり、農地の一部を息子に譲り一層農業に精進してもらいたいというものになります。営農計画は適、取得後に下限面積以上耕作すると認められます。譲渡理由は適、貸農地または不耕作地は無く地域農業との調和は支障ありません。通作経路は1kmほどで効率的に耕作できると認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

24番 調査日令和3年11月27日。申請当事者の氏名は別紙議案書に記載のとおりです。記載事項の真否については真、当事者において同意はできております。本件は、譲渡人が高齢で農業ができなくなり、隣の農地の所有者に相談したところ購入するということで話がまとまったものです。譲受人はブドウを栽培しており、町内にできる工業団地やインターチェンジ側道等の収用で耕作面積が減るため十分耕作できるとのことです。営農計画は適、取得後に下限面積以上耕作すると認められます。譲渡理由は適、貸農地または不耕作地は無く地域農業との調和は支障ありません。通作経路は500m以内で効率的に耕作できると認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（要） 委員：25番 調査日令和3年11月20日。この議案は、譲渡人が県外在住で農地を荒れた状態で放置しており、岡崎に戻る予定も無いため売却したいとのことです。申請地は譲受人の自宅から1～200m程度と近く便利のため開墾して農業経営拡大をしたいとのことです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、貸農地または不耕作地が無いことを確認しています。耕作機械の保有状況及び作

業人員から見て今回取得する土地を含め全ての農地を効率よく耕作すると認められます。申請地は取得後開墾して野菜を栽培するとのことです。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（泰） 委員：26番 調査日令和3年11月23日。この議案は振興山村地域の空き家に付随する農地の取得にあたり、耕作面積要件が1アール以上とされている案件になります。額田地域が振興山村地域にあたります。譲受人が空き家対策で空き家を購入するあたり付随する農地を取得するもので、農地は空き家の隣地にあり家庭菜園として利用するものです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、当事者間の合意はできており、農機具等の引継ぎがされております。近隣に指導を受けられる農家の方もおり、地域農業との調和が図られ、小規模ながら野菜等の栽培は可能と考えられます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

小野 委員：27番 調査日令和3年11月20日。申請地は市街化区域の生産緑地で、丘の斜面で柿を栽培しています。申請地は両親と兄弟合わせて6名の共有地で、兄弟3人から受人に譲るものです。隣接する農地でも受人と両親が柿を栽培しており、今後も管理は可能と思えます。受人は他に水田を所有しており、機械が必要な作業を知人に委託していますが、調査項目において問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

石川 委員：28番 調査員の中根委員が本日欠席されているため、1番の石川が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は11月27日となっております。この申請は、譲渡人が高齢のため農作業を娘に任せることが多くなり、跡を継ぐことになった娘に所有権の移転を行うものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地がないことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第66号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号 80 番 調査年月日は令和 3 年 11 月 27 日。本議案は、申請地に自己用住宅を建築したいものになります。申請地には昭和 40 年頃に農地転用の許可無く建築した横屋が建っており、始末書が添付されています。その他の調査項目は特に問題となる点は無いと思います。調査員総合意見として可といたします。

鈴木（要） 委員：申請番号 81 番 調査年月日は令和 3 年 11 月 21 日。本議案は、賃貸住宅に住んでいる譲受人が結婚することになり、住居が手狭になるため申請地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっていますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響、被害防除等問題無いことは近隣の耕作者等に聞き取りをして確認しております。なお一部事前着工があったことで始末書が添付されています。その他問題ないと思いますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

成田 委員：申請番号 82 番及び 83 番は同じ譲渡人になりますので続けて発表します。調査年月日は令和 3 年 11 月 30 日。82 番は、譲受人の自宅が岡崎市の矢作川右岸道路拡張事業で移転することになり申請地を代替地とするものです。申請地の状況は田となっています。地域農業への影響、被害防除措置、用排水の関係についてはいずれも適となっています。隣接地の住民にも承諾が得られています。
続いて 83 番、譲受人の勤めている建設会社が仕事上急な現場対応ができるように駐車場として利用したいという申請です。内容としては 82 番と同じで問題ないと思われますので、82 番及び 83 番は調査員総合意見として可としたいと思います。

84 番 調査年月日は令和 3 年 11 月 30 日。本議案は、賃貸住宅に家族で住んでいる譲受人が、生活に手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は田となっています。地域農業への影響、被害防除措置、用排水の関係について問題ありません。調査員総合意見は可としたいと思います。

二村 委員：申請番号 85 番 調査年月日は令和 3 年 11 月 20 日。本議案は、板金業を営んでいる譲受人が、作業場が手狭であるため申請地を作業場と材料置場として利用したいというものです。転用による地域農業への影響は無し。被害防除措置等に問題無いことを近隣の耕作者等に確認しています。よって、調査員総合意見は可といたします。

三浦 委員：申請番号 86 番 調査年月日は令和 3 年 11 月 22 日。本議案は、兄が所有している土地に農業用倉庫を建築して農機具資材置場として利用するものです。倉庫は昭和 53 年に建築したもので始末書が提出されています。申請地の状況

は既に建築がされていますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等、被害防除措置が問題無いことを確認しています。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

高木 委員：86 番の図面に法定外道路というものがありますがこれはどういうものでしょうか。

事務局：1 項道路や2 項道路など接道として利用できる道路に対して、法律に定めのない農道や通路、赤道などが法定外道路になります。

高木 委員：2 項道路には該当しないのですか。

事務局：該当しません。外見上は舗装がされていて道路のように見えても、何らかの法令で指定等がされていないものは法定外道路になります。

会長：他に御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：83 番の建設会社の駐車場が1 台ということですが、これは82 番の譲受人の駐車場として利用する部分が多いのでしょうか。

事務局：82 番の譲受人は83 番の譲受人である建設会社の役員で、会社の急な現場対応に使うための社用車を置くための駐車場になります。

酒井（功） 委員：この建設会社がさらに駐車場を欲しいと言った場合に増やすことは可能でしょうか。

事務局：業務拡大でさらに社用車を置きたいといった理由があれば、必要性に基づいて許可の審査をすることになります。

酒井（功） 委員：収用の移転によるものと、会社の急な業務に対応するために駐車場を借り受ける事案ということで理解しました。

会長：他に御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 67 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いしたいと思いますが、申請番号 18 番は石川委員が申請当事者であるため後程審議することといたします。申請番号 17 番について調査担当委員の意見をお願いします。

近藤(靖) 委員：17 番 調査年月日は令和 3 年 11 月 17 日。本件は阿部田委員と事務局と一緒に現地確認を行いました。申請者は別紙議案書のとおりです。意図的な土地のかい廃は無く、相続してそのまま 2～30 年放置していて自然に山林と原野になってしまったとのこと。現状は山林と原野になっており農地に復元することは不可能です。現地確認をしましたが地域農業への影響はありませんので、調査員総合意見は可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し通知するものいたします。次に申請番号 18 番の報告及び審議をするため、石川委員には一度退出をしていただきます。

(石川委員退出)

会長：それでは申請番号 18 番について調査担当委員の意見をお願いします。

杉浦 委員：18 番 調査年月日は令和 3 年 11 月 18 日。現地の確認のため調査をしましたが、かなりの山奥で半分ほど進んだ所にある橋が崩壊していて通行できず先に進むことができませんでした。申請者に聞いたところ、昔は畑があったが現在は通う事ができない状況ということでした。よって今後農地として利用することは全く不可能です。調査員総合意見は可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し通知するものといたします。石川委員には入室をお願いします。

(石川委員入室)

会長：次に議案第 68 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って 93 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第 69 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

高木 委員：申請取下げが 1 件ありましたが理由を教えてください。

事務局：申請者が法人になり、現時点では農地所有適格法人でないため従前の権利関係そのまま契約引継ぎをすることができないため、18 条解約を行った後に改めて再設定をする計画とのことです。

会長：他に御質問がありましたらお願いします。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	1 件
現況証明願について	2 件
農地の転用のための届出の受理について	11 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	29 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 19 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (18 番)

岡崎市農業委員会委員 (19 番)